

# 1 Germany

DE1	教育	運転免許							効果・評価	付記(その他情報)
開始年	1888	目的	対象/参加者	実施主体	実施担当者	根拠法等	内容			
		良質で安全かつ経済性に優れた運転者の訓練	教習生(最低年齢：18歳)	運転免許局	自動車教習所	道路交通法(StVG)第2条/運転免許規則/教習生訓練規則(FahrschAusbO)	1. 授業形式の運転学科講習(自動車教習所) 2. 運転実技レッスン(自動車教習所)。教習生訓練規則に講習のカリキュラムが定められている。 3. 学科 + 実技試験(運転免許局)。運転免許規則に運転免許試験のカリキュラムが定められている。			
終了年	進行中									
DE2	教育	初心者免許							効果・評価	付記(その他情報)
開始年	1986	目的	対象/参加者	実施主体	実施担当者	根拠法等	内容			
		運転初心者というリスクグループにはより厳しい規則を課す。	初めて運転免許を取得した運転者	運転免許局		道路交通法(StVG)第2条a	若年運転者の事故件数を減らすため、初心者免許が導入された。初心者期間：2年。 初心者期間中に重大違反を1件または比較的軽微な違反を2件犯すと、運転初心者は、追加訓練コースを受講しなければならない。初心者期間は、1回に限り、2年間延長される。			
終了年	進行中									
DE3	教育	同伴運転							効果・評価	付記(その他情報)
開始年	2011 (試行：2004)	目的	対象/参加者	実施主体	実施担当者	根拠法等	内容			
		運転未熟者をサポートする。	未成年の自動車運転者(年齢：17歳)	運転免許局	同伴者	運転免許規則(FeV)第48条/第48条b	仮運転免許を取得するため：正規の運転免許取得のための教育と同じような教育。運転者は、登録された人物が同伴する場合にのみ運転が許される(特定の要件を満たさなければならない)。	まずドイツのごく少数の州で17歳の運転者に対して同伴運転モデルが試験的に導入され、立ち上げ段階で成功した後、後に国の法律に盛り込まれた。	http://www.begleitetes-fahren.de/ http://www.bf17.de/startseite/	
終了年	進行中									
DE4	教育	運転初心者に対するゼロ・アルコール政策							効果・評価	付記(その他情報)
開始年	2007	目的	対象/参加者	実施主体	実施担当者	根拠法等	内容			
		教育支援ツール：飲酒運転禁止	若年運転者と初心者期間中の運転者	法律		道路交通法(StVG)第24条c	若年運転者(21歳未満)および初心者期間中の運転者は、運転時に飲酒してはならない。若年運転者は、パーティーで飲酒した後運転してしまうという問題を特に起こし易い。若年運転者の間では、飲酒運転による事故発生率が高い。若年運転者では、アルコール摂取量が少量でも事故のリスクが著しく高まる。そのため、運転初心者に対するゼロ・アルコール政策が導入された。			
終了年	進行中									
DE5	組織体	交通中央記録(点数制度)							効果・評価	付記(その他情報)
開始年	1957	目的	対象/参加者	実施主体	実施担当者	根拠法等	内容			
		交通違反の記録	運転者	連邦交通省(BMVI)	連邦自動車局(KBA)	道路交通法(StVG)第4条、運転免許規則(FeV)附録13	以下に関する判定が登録に記録される：-運転免許局(拒否、取り消し、交付、点数制度により講じられた他の措置) -罰金を科す当局(罰金：40ユーロ以上または免許)-裁判所(道路交通に関連する処罰対象行為に対して刑を言い渡す)			
終了年	2014									
DE6	組織体	運転適性登録(点数制度)							効果・評価	付記(その他情報)
開始年	2014	目的	対象/参加者	実施主体	実施担当者	根拠法等	内容			
		交通違反の記録	全運転者	連邦交通省(BMVI)	連邦自動車局(KBA)	未発効	この新たな交通違反登録は、1958年から用いられてきた交通中央記録に取って代わる。特定の重大度レベルの交通違反の全てが、点数(重大度に応じて1~3点)で登録に記録される。8点に達すると、運転免許が取り消される。		http://www.bmvbs.de/DE/VerkehrUndMobilitaet/Verkehrsteilnehmer/Fahreignungsregister/fahreignungsregister_node.html	
終了年	進行中									
DE7	教育	交通心理カウンセリング							効果・評価	付記(その他情報)
開始年	不明	目的	対象/参加者	実施主体	実施担当者	根拠法等	内容			
		運転者に運転中は飲酒や薬物摂取を行わないよう教育し、彼らの運転行動を変える。	特定の交通違反を犯した運転者	連邦交通省(BMVI)	有資格専門家	道路交通法(StVG)第4条、運転免許規則(FeV)第71条	飲酒運転または薬物運転のために、あるいは交通中央記録に記録された交通違反点数が多すぎるために運転免許を取り消された運転者は、検査を受ける前にカウンセリングを受けることができる。運転免許を取り消される前にもカウンセリングを受けることもできる。			
終了年	(2014年)初心者免許期間中のみ有効									

## 2 Germany

<p><b>DE8</b></p> <p>教育</p> <p>開始年 不明</p> <p>終了年</p>	<p><b>医学的心理学的検査</b></p> <p>目的 運転者に運転中は飲酒や薬物 摂取を行わないよう教育し、 彼らの運転行動を変える。</p>	<p>対象/参加者 運転免許を取り消された 運転者</p>	<p>実施主体 連邦交通省 (BMVI)</p>	<p>実施担当者 有資格専門家</p>	<p>根拠法等 道路交通法 (StVG) 第4条、運 転免許規則 (FeV) 第71条</p>	<p>内容 飲酒または薬物運転あるいは交通中央記録に記録された交通 違反点数が多すぎるために運転免許を取り消された運転者は、 検査を受けて、行動を改めたことを証明しなければならない。</p>	<p>効果・評価</p>	<p>付記(その他情報)</p>
<p><b>DE9</b></p> <p>教育</p> <p>開始年 不明</p> <p>終了年 (2014年) 初心者免許期間中 のみ有効</p>	<p><b>追加運転セミナー</b></p> <p>目的 運転行動の改善</p>	<p>対象/参加者 特定の交通違反を犯した 運転者</p>	<p>実施主体</p>	<p>実施担当者 自動車教習所</p>	<p>根拠法等 道路交通法 (StVG) 第2条a、 運転免許規則 (FeV) 第35条、 道路交通規則 (StVO) 第48条、 道路交通法 (StVG) 第4条</p>	<p>内容 交通違反が発生すると、道路交通局は、その交通違反者に 追加運転セミナーを受講するよう命令できる。</p>	<p>効果・評価</p>	<p>付記(その他情報)</p>
<p><b>DE10</b></p> <p>教育</p> <p>開始年 2014</p> <p>終了年</p>	<p><b>運転適性セミナー</b></p> <p>目的 運転行動の改善</p>	<p>対象/参加者 運転免許を取り消された 運転者</p>	<p>実施主体</p>	<p>実施担当者 有資格専門家</p>	<p>根拠法等 未発効</p>	<p>内容 このセミナーの目的は、多重交通違反者である運転者が運転 行動を改めて道路交通規則を遵守するよう支援することに ある。このセミナーは、追加運転セミナーに取って代わる。</p>	<p>効果・評価</p>	<p>付記(その他情報)</p>
<p><b>DE11</b></p> <p>法律</p> <p>開始年 1976</p> <p>終了年 進行中</p>	<p><b>シートベルトとヘルメットの着用義務化</b></p> <p>目的 事故の重大度の軽減</p>	<p>対象/参加者 自動車運転者/二輪車運転者</p>	<p>実施主体 法律</p>	<p>実施担当者</p>	<p>根拠法等 道路交通規則 (StVO) 第21条</p>	<p>内容 事故時に運転者が受ける衝撃を最小限に抑えるために規則が 導入された - 自動車乗員は、全員シートベルトを着用しな なければならない - 二輪車乗員は、全員ヘルメットを着用 しなければならない。</p>	<p>効果・評価 死者数が減少した。</p>	<p>付記(その他情報)</p>
<p><b>DE12</b></p> <p>啓発活動</p> <p>開始年 不明</p> <p>終了年 進行中</p>	<p><b>全国交通安全プログラム</b></p> <p>目的 キャンペーン、リサーチ、交 通安全強化策から成るポート フォリオ</p>	<p>対象/参加者 全ての道路利用者</p>	<p>実施主体 交通安全評議会 (DVR)、 連邦交通省 (BMVI)</p>	<p>実施担当者 交通安全評議会 (DVR)</p>	<p>根拠法等 不明</p>	<p>内容 行動・技術・インフラ改善のためのキャンペーン</p>	<p>効果・評価</p>	<p>付記(その他情報) <a href="http://www.verkehrssicherheitsprogramme.de/site.aspx?url=/html/bund/index.htm">http://www.verkehrssicherheitsprogramme.de/site.aspx?url=/html/bund/index.htm</a></p>
<p><b>DE13</b></p> <p>啓発活動</p> <p>開始年 2008</p> <p>終了年 進行中</p>	<p><b>「スピードダウン」キャンペーン</b></p> <p>目的 事故の主因に対する認識喚起</p>	<p>対象/参加者 運転者</p>	<p>実施主体 交通安全評議会 (DVR)、 連邦交通省 (BMVI)</p>	<p>実施担当者 交通安全評議会 (DVR)</p>	<p>根拠法等 全国交通安全プログラム</p>	<p>内容 DVRとBMVBSは、スピード違反のほか、携帯電話・煙草・ カーナビによる注意散漫、危険な追い越し(特に農村部道路に おいて)、熾烈な小競り合い、飲酒運転などの他の事故原因や リスクを防止するための「スピードダウン」キャンペーンを開始 した。このキャンペーンでは、シートベルト着用や自転車用ヘル メット着用も呼びかける。</p>	<p>効果・評価</p>	<p>付記(その他情報) <a href="http://www.runtervomgas.de/">http://www.runtervomgas.de/</a></p>
<p><b>DE14</b></p> <p>組織体</p> <p>開始年 1969</p> <p>終了年</p>	<p><b>交通安全評議会 (DVR)</b></p> <p>目的 全国交通安全プログラムの 主催</p>	<p>対象/参加者 全ての道路利用者</p>	<p>実施主体 メンバー数200を数える組織</p>	<p>実施担当者</p>	<p>根拠法等 不明</p>	<p>内容 この組織の役割は、道路利用者全員の安全を改善する施策を 後押しすることにある。人間の行動、自動車技術、インフラ、 交通法、交通監視、交通医学といった課題に重点的に取り組む。 この組織は、メンバーの活動のコーディネートやプログラムの 策定を行うほか、新基準や科学的所見に合わせて絶えずプロ グラムを調整する。</p>	<p>効果・評価</p>	<p>付記(その他情報) <a href="http://www.dvr.de/">http://www.dvr.de/</a></p>

### 3 Germany

<p><b>DE15</b></p> <p>教育</p> <p>開始年 不明</p> <p>終了年 進行中</p>	<p><b>運転者の安全訓練</b></p> <p>目的 (若年)運転者に自己の限界を教え、危機的な状況に備えさせる。</p>	<p>対象/参加者 運転者</p>	<p>実施主体 交通安全評議会 (DVR)</p>	<p>実施担当者 交通安全評議会 (DVR)、44の協力パートナー</p>	<p>根拠法等 全国交通安全プログラム</p>	<p>内容 このセミナーは、運転者にアクアプレニングや横滑り等を経験する機会や、そのような状況下でどのように対応/運転すればよいかを経験する機会を提供する。</p>	<p>効果・評価</p>	<p>付記(その他情報)</p>
<p><b>DE16</b></p> <p>啓発活動</p> <p>開始年 2012</p> <p>終了年 進行中</p>	<p><b>通学路地図</b></p> <p>目的 通学路の安全強化</p>	<p>対象/参加者 主に小学校</p>	<p>実施主体 連邦道路交通研究所 (BAST)</p>	<p>実施担当者 学校</p>	<p>根拠法等 全国交通安全プログラム</p>	<p>内容 生徒が安全に徒歩通学できるようにするため学校が生徒用の通学路地図を作成するのに役立つ指針が策定された。</p>	<p>効果・評価</p>	<p>付記(その他情報)</p>
<p><b>DE17</b></p> <p>啓発活動</p> <p>開始年 2009</p> <p>終了年 進行中</p>	<p><b>保護者による送迎用乗降場所</b></p> <p>目的 通学路の安全強化</p>	<p>対象/参加者 主に小学校</p>	<p>実施主体 全ドイツ自動車クラブ (ADAC)</p>	<p>実施担当者 ドイツ交通安全協会、全ドイツ自動車クラブ (ADAC)、その他</p>	<p>根拠法等 全国交通安全プログラム</p>	<p>内容 様々な理由により、車で子供を学校まで送る保護者が増えている。そのため、多くの学校の前で送迎交通の問題が発生している。この活動の目的は、徒歩通学を奨励すること、学校から安全に歩いて行ける距離に「保護者による送迎用乗降場所」を設けることにより保護者の車の交通を分散することにある。</p>	<p>効果・評価</p>	<p>付記(その他情報)</p>
<p><b>DE18</b></p> <p>啓発活動</p> <p>開始年 2013</p> <p>終了年 進行中</p>	<p><b>全国スピード取締日</b></p> <p>目的 スピード違反に対する認識喚起</p>	<p>対象/参加者 運転者</p>	<p>実施主体 連邦内務省</p>	<p>実施担当者 警察</p>	<p>根拠法等 全国交通安全プログラム</p>	<p>内容 この活動の目的は、一般市民から指摘のあった地点でスピード違反取締日を導入することによりスピード違反に対する認識を喚起することにある。</p>	<p>効果・評価</p>	<p>付記(その他情報)</p>
<p><b>DE19</b></p> <p>啓発活動</p> <p>開始年 2013年(パイロット:2012年)</p> <p>終了年 進行中</p>	<p><b>「道路交通における配慮行動」キャンペーン</b></p> <p>目的 適切な配慮行動に関する意識啓発</p>	<p>対象/参加者 道路利用者</p>	<p>実施主体 連邦交通省</p>	<p>実施担当者 市当局</p>	<p>根拠法等 全国交通安全プログラム</p>	<p>内容 このキャンペーンの目的は、特に自転車利用者の割合の多い都市で、配慮行動に関する意識を啓発し、危険な状況や争いに発展する状況を抑止し、交通環境を改善することにある。</p>	<p>効果・評価</p>	<p>付記(その他情報)</p>
<p><b>DE20</b></p> <p>組織体</p> <p>開始年 1980s</p> <p>終了年 進行中</p>	<p><b>事故委員会</b></p> <p>目的 事故多発地点の管理</p>	<p>対象/参加者 全ての道路利用者</p>	<p>実施主体 警察、道路交通局、道路局</p>	<p>実施担当者 警察、道路交通局、道路局</p>	<p>根拠法等 行政指導 - 道路交通規則 (VwV-StVO) 第44条、行動規範、州令</p>	<p>内容 事故委員会の役割は、事故多発地点を突き止めて分析し、事故多発地点をなくすための施策を決定することにある。何よりも、事故委員会は、採択された施策の実施(取り締まりを可能にすること)と衝突制御を徹底させなければならない。</p>	<p>効果・評価</p>	<p>付記(その他情報)</p>
<p><b>DE21</b></p> <p>啓発活動</p> <p>開始年 不明</p> <p>終了年 進行中</p>	<p><b>「スピードダウン!新学期開始!」</b></p> <p>目的 通学路の安全強化</p>	<p>対象/参加者 運転者</p>	<p>実施主体 ドイツ交通安全協会、地元の交通安全協会</p>	<p>実施担当者 協会、市町村、地域の企業</p>	<p>根拠法等 全国交通安全プログラム</p>	<p>内容 このキャンペーンは、登校中の学童に対する意識を喚起するため、毎年、新学期前に実施される。</p>	<p>効果・評価</p>	<p>付記(その他情報) <a href="http://www.verkehrswacht-medien-service.de/brems_dich.html">http://www.verkehrswacht-medien-service.de/brems_dich.html</a></p>

## 4 Germany

DE22	教育	子供に対する交通教育								
	開始年 不明	目的 交通行動とモビリティ	対象/参加者 保育園・幼稚園/小学校	実施主体 交通安全評議会(DVR)	実施担当者 警察、保育園・幼稚園、学校 教師	根拠法等 全国交通安全プログラム	内容 一般的モビリティ、歩道でどのように行動すべきか、道路の横断のし方、一般的モビリティ訓練	効果・評価	付記(その他情報)	
	終了年 進行中									
WE23	教育	自転車の乗り方の訓練								
	開始年 不明	目的 交通行動	対象/参加者 小学校	実施主体 交通安全評議会(DVR)	実施担当者 小学校教師、警察	根拠法等 全国交通安全プログラム	内容 道路上での自転車の乗り方(年少者は、歩道で自転車に乗ることを許される。)	効果・評価	付記(その他情報)	
	終了年 進行中									
WE24	啓発活動	「ヘルメット着用」								
	開始年 2011	目的 事故の重大度の軽減	対象/参加者 自転車利用者	実施主体 連邦交通省(BMVI)	実施担当者 ドイツ交通安全協会	根拠法等 全国交通安全プログラム	内容 自転車用ヘルメット着用に対する意識啓発キャンペーン。ただし、当該ヘルメット着用は、法律で義務化されていない。	効果・評価	付記(その他情報) <a href="http://www.ich-trag-helm.de/">http://www.ich-trag-helm.de/</a>	
	終了年 2013年(発表された2014年度の活動はない)									
WE25		道路安全監査								
	開始年 2002	目的 設計し直された道路または新たに設計された道路の安全チェック	対象/参加者 担当当局	実施主体 連邦道路交通研究所(BAST)	実施担当者 有資格専門家	根拠法等 全国交通安全プログラム	内容 計画の全段階における全道路利用者にとっての安全監査。	効果・評価	付記(その他情報)	
	終了年 進行中									